

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（533）
2. 日時：令和5年6月13日 10時00分～11時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当、他10名）

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103 r. 8. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46 r. 6. 1）
- （3）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（SAT103-9 r. 7. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】（SA46-9 r. 6. 1）
- （5）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等）
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
- （7）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第46条

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

- (8) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 8. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r. 6. 1)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条 (SA48H r. 6. 1)
- (11) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 7. 0)
- (12) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r. 6. 1)
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 48条 (SA48H-9 r. 2. 1)
- (14) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等)
- (15) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)
- (16) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- (17) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- (18) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 7. 0)
- (19) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r. 6. 1)
- (20) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9

r. 6. 0)

- (21) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51-9 r. 6. 1）
- (22) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等）
- (23) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備）
- (24) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等
- (25) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備
- (26) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT109 r. 7. 0）
- (27) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52 r. 6. 1）
- (28) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT109-9 r. 6. 0）
- (29) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】（SA52-9 r. 6. 1）
- (30) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等）
- (31) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）
- (32) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- (33) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (34) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 10 水素爆発に

- よる原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110 r. 8. 0）
- (35) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r. 7. 1）
 - (36) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 53条（SA53H r. 7. 1）
 - (37) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110-9 r. 7. 0）
 - (38) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r. 6. 1）
 - (39) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 53条（SA53H-9 r. 2. 1）
 - (40) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等）
 - (41) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）
 - (42) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
 - (43) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
 - (44) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等（SAT116 r. 9. 0）
 - (45) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等（SAT110-9 r. 7. 0）
 - (46) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等）
 - (47) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁脇本ですそれでは本日の北海道電力泊発電所3号炉のヒアリングを開始します本日は、節B、
0:00:14	手順関係でやっていきます。
0:00:18	では、事業者から説明をお願いします。
0:00:24	はい。北海道電力古谷でございます。ヒアリングよろしくお願いたします。
0:00:28	本日は減圧の46条1.3、最終ヒートシンクの48条1.5から下部注水の51条1.8と水素関係で52条1.9、53条1.10
0:00:43	それから、中央制御室関係の1.16ヒアリングコメントそれから、
0:00:49	適正化した資料を準備して参りました。衛藤。まず、江藤技術的能力の1.3から説明させていただきます太田から説明いたします。
0:01:04	北海道電力の織田でございます。技術的能力1.3についてですが、本日は、コメント回答1件と、喫茶内容の変更について3件ほどご説明させていただきます。
0:01:16	まずコメント回答からさせていただきますので、資料1-5のコメント回答リスト。
0:01:22	を用いて回答させていただきます。それでは資料の1-5、コメント回答リストをお願いします。
0:01:30	ページ番号は4分の4ページでございます。
0:01:36	白抜となっております。ID23021704でございます。
0:01:44	コメント内容ですが、インターフェイスシステムロッカーにおいて余熱除去系から漏えいを停止するために、余熱除去ポンプ入口弁、
0:01:55	現場での遠隔操作により閉止を行いますが、その遠隔装置について、ABWRが格納容器フィルタベント系、
0:02:05	による減圧及び除熱の手順において、
0:02:08	手動弁を現場にて遠隔操作するための装置を衛生設備としていると、いうことを踏まえまして、衛生設備としてエントリーする1課検討し説明することと、コメントをいただいております。
0:02:22	回答でございますけども、泊はインターフェイスシステムLOCAにおいて余熱除去ポンプ入口弁を現場ですするための装置については、先行プラントの審査実績を踏まえまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	資機材として整理してございましたが、BWRでは、次、格納容器フィルタベント系の減圧及び除熱の手順で使用する。
0:02:44	遠隔手動操作設備をSA設備としているということを踏まえまして、泊の該当措置についても設備として整備することが適切と、
0:02:56	判断しまして、
0:02:58	当該装置を構成する設備を設備として整理することに見直しを行ってございます。
0:03:06	コメント回答については以上でございます。
0:03:09	続きまして前回のヒアリングにおいて確認のございました、記載の適正化に関わる案件として2件ほどご説明させ、ご説明させていただきます。
0:03:20	まず1件ですが、比較表で説明させていただきたいので比較表の1-3、
0:03:28	をお願いします。比較表1-3の23ページ。
0:03:33	お願いします。
0:03:40	比較表1-323ページでございますが、そういう理由欄を見ていただきまして黄色ハッチングがかかっている箇所でございますけども、
0:03:50	ここは減圧用の弁を作動させるための環境条件を整理した内容でございますけども、
0:03:56	オガワが想定する格納容器圧、格納容器内の圧力を最高使用圧力の二倍としていることに対して泊が最高使用圧力としていると。
0:04:07	ということについて、泊等のそういう理由記載がない状態でしたので、PWRの設計方針について宗井浦が追記してございます。
0:04:18	1件目以上でして続きまして2件目でございますが、
0:04:22	図の記載内容ですので比較よりまとめ資料の方が見やすいと思いますので、資料の1-1、
0:04:29	の83ページ、お願いします。
0:04:39	資料1-1の83ページです。
0:04:48	ここの83ページには対応手段、対象設備整備する手順書を整理した表がございまして、表の右側の2列目ですね整備する手順書の項目のところでございますけども、
0:05:03	ここの手順書名称の記載が、手順と、手順書と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	いう記載が混在してまして記載にばらつきがございましたので、ここに記載する名称はすべて手順書として規制表現の統一を図っております。
0:05:18	なお一部の手順書に名称に等々、記載しているものがございすが、これは対応手段を複数の手順書に整備している場合には代表的な手順書名称を記載して、
0:05:29	それ以外は等として、記載しているものでございます。
0:05:34	続きまして最後になりますけども手順の要員数と作業時間の見直しを行った案件でして、期、
0:05:43	適正化リスト資料1-6。
0:05:46	お願いします。
0:05:53	資料1-6の12ページ、お願いします。
0:06:02	資料1-6の12ページでございますけどもナンバー46。
0:06:07	の適正化内容でございますけども、これ自主対策の手段でございますけども、
0:06:12	カワモトオガタ送水ポンプ車による蒸気発生器への注水の手順について、災害対策要員の対応人数を3名から6名としております。
0:06:22	そしてニイツをふやして作業時間の短縮を図っております。
0:06:27	ナンバー46については海水を水源とする場合でして次のページの48番。
0:06:34	の代替給水ピットを水源とする場合、当ナンバー50の原水槽を水源とする場合についても同様の見直しを行ってございます。
0:06:43	本件以前の技術的能力1.13のヒアリングにて説明した内容の反映を行ったものでございますけども、
0:06:51	災害対策要員の要員数の変更につきましては、同じカード型送水ポンプ車を用いる手順として、燃料取替用水ピットの補給でありましたり、
0:07:01	代替補機冷却の手順もございますけども、それを手順は災害対策要員6名で対応するという手順でして、これらは情景発生系の注水やあと代替炉心注水とかもありますけども、
0:07:14	これらについてはすべて3名から6名と、要員数を変更しまして要員の統一化を図ってございます。
0:07:22	技術的能力1.3の説明は以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	規制庁秋元です。それでは確認に入りたいと思います。まずはあれですね、今、最後にあったやつからなんですけど要員の、
0:07:47	ところ 12 ページの資料 1-6。
0:07:51	やつはこれは確認は会合で、これ、説明した内容の反映っていう理解でよかったです。でしたっけ。
0:08:04	北海道電力古谷でございます。会合でご説明した内容についてはですね、水源関係の補助給水ピットへの補給、それから、
0:08:15	燃料取替用水ピットの補給、
0:08:19	それから使用済み燃料ピットへの集水ですね
0:08:23	同じ大型送水ポンプ車を使う手順を 6 名にしましたという説明をしました。同じ今回の変更。
0:08:34	ご説明したところも、同じ送水ポンプ車を使用している手順ですので、
0:08:39	要員数の人数も、当市会合でご説明した
0:08:47	補給関係の手順と同じようにですね、
0:08:49	3 名から 6 名に変更して時間を短縮短縮したというものですので、直接的にその会合でご説明した内容では、
0:09:00	ございません。
0:09:03	規制庁アキモトです。
0:09:05	多分、次の会合、
0:09:08	ノー。
0:09:09	土岐新居、何か主な変更点みたいなのって、多分説明をするんだと思っはいるんですけど、おそらくこういうのなんじゃないかなと。
0:09:22	思うんですけど、ちょっとどういうんと、
0:09:27	次の会合の何かあれですかね、次の会合で多分資料落とすとつんで、
0:09:35	何かピックアップして説明みたいな間Gになるのかなと思ってるんですけど。
0:09:44	そうすると、またこういうところを見直しているところを、
0:09:49	主な変更点みたいな感じで、
0:09:54	パワーポイントとかで説明するんですかね。
0:10:02	北海道電力李でございます。カクウ条文間の整合とかも今図っているところですがそういうのを修正したものを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	次の会合で、積んで、資料として提出したいなというふうには考えておるんですけども、その中でこういう
0:10:23	他の手順書から、手順方、人数は合わせに行ったというところも、説明する、資料に書いてご説明するというのは、
0:10:36	必要なのかなというのをちょっと今考えましたので、少し
0:10:40	当会合に向けてどういう説明をするのかっていうところも踏まえて検討してみたいと思います。以上です。
0:11:34	規制庁秋本です。今の海水を用いたSG注水っていうのは、
0:11:43	これはあれですか有効性評価には使う。
0:11:48	出ない数字。
0:11:50	ていう理解でいいですか。
0:11:53	北海道電力大田でございます。おっしゃる通り、SGの注水、川端総理ポンプ車を用いた月次の注水については有効性評価の作業集団には登場しない手順になります。
0:12:23	規制庁アキモトです先ほど手順の整備する手順の手順書を主なものを挙げて頭ですくくりますっていう話だ。
0:12:33	たんですけどそれはあれですか
0:12:36	BWRとかとも一緒っていう感じでいいんですか。
0:12:42	北海道電力太田です。
0:12:45	この形状の等につきましては女川さんも同じでしてちょっと表の構成は異なるんですけども、比較表を見ていただければ、ちょっとすいません。
0:12:56	少々お待ちください。
0:13:05	時は、
0:13:09	比較表の 80、
0:13:11	北海道電力です比較表の 83 ページお願いします。
0:13:18	女川欄見ていただきたいんですけども真ん中のところですね、一番上のところに非常時操作手順書と書いてございますけども、そのあとに括弧兆候ベースと、そのあとに具体的な手順証明書を書いてますけども、
0:13:31	減圧冷却等と書いてございます。これも翁長さんも一緒にして複数の手順が重複してまして代表的な手順を書いて等々をまとめているという状況でしてこの整理は女川さんと大江泊は一緒でございます。
0:13:43	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:49	規制庁アキモトでそれではこちら側からその他何かありますでしょうか。
0:13:55	確認。よろしいですか。片桐さん、お願いします。
0:13:59	規制庁から1セット。
0:14:01	ちょっとコマ細かくて恐縮と、多分、有効性から持ってきてる資料なので、担当の方になるのかなと思うんですけど、1点、資料1-1の、
0:14:13	1.3-217ページをお願いします。
0:14:26	これ多分IS6の資料を持ってきてて、多分有効性側の資料だと思うんですけど、
0:14:32	真ん中より上からちょっと、
0:14:35	真ん中よりちょっと運動コウノDABの拡散係数のところで、
0:14:40	組織の中で101325っていうのが出てきてて、これ大気圧だと思うんですけど、
0:14:47	その下のPの大気圧が1.01ってなってる、
0:14:53	これ入れるんだったら、01325まで入れた方がいいのかなとちょっと思ったんでちょっとそれ有効数字どうしてるのか。
0:15:02	ちょっとそこを確認していただけないでしょうか。
0:15:08	北海道電力太田です。先ほどご指摘いただいた事項につきましては有効性評価側の添付資料これ流用した資料でございますので、有効性評価側の担当と調整しまして記載ぶり県として別途回答させていただきたいと思っております。以上です。
0:15:24	規制庁カタギリさん次のページのものにはあるのでちょっと合わせて確認をお願いしたいと思っております。私から以上です。
0:16:23	規制庁秋本です今、ちらちら比較表を見てたんですけど1.3の119ページで、
0:16:30	黄色くなってる場所を確認なんですけど
0:16:34	電磁弁。
0:16:37	後、黄色くなってるのはあれですか、何か図の、
0:16:41	種類を変えたとかそういうことですか。北海道電力、太田でございます119ページの第1.3.10ですよね。これ電磁弁もともと何て言うかね、
0:16:55	この白抜きの部分だけがございまして黒抜きの排気ラインが、表示してなかったということで差三方弁化したというか、排気ラインをつい追記したと。これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:04	羽生須川でコメントいただいたものの水平展開を行ったものでございます。
0:17:09	以上です。
0:17:29	規制庁秋本ですそれでは、よろしければ1.3は以上で、続いてどうします46条にしますか。はい、お願いします。
0:17:44	続きまして46条北海道電力タグチです。
0:17:48	46条ですけれども本日お持ちしている資料は、まとめ資料の本体側です。補足資料について今プラスは普通ですので、
0:17:58	列記次第また改めてご提出いたします。
0:18:03	46条の修正なんですけど先ほど技能の方からお話がありました通り、余熱除去ポンプ入口弁のところのボンベ操作するものをSA設備化したと。
0:18:14	いうものの反映がメインですそれ以外適正化している箇所は適正化を一層にまとめております。
0:18:21	そのボンベのところの反映箇所ですけれども、資料の1-4比較表の方で、
0:18:28	46-17ページに、
0:18:32	当該部分があります。
0:18:34	従来ここの部分は資機材扱いですね余熱除去ポンプ入口弁をただ閉めるというような記載でしたけれども、他の窒素ポンベを使って操作する遠隔操作するものと同じような、
0:18:47	設計方針として記載をしております。
0:18:55	ここの部分なんですけれども46条がもともと女川と同じような作りで、
0:19:02	最終的な許可補正に行くときに、
0:19:05	圧縮空気設備に該当するボンベ類については書き分けて、まとめ資料の後ろの方に、別の章で記載している内容としていました。
0:19:16	今回、この空気ボンベについても同じような圧縮空気設備として扱いますので、次、
0:19:23	46-18ページ。
0:19:26	2、下の方で黄色くハッチング入れてますけれども、
0:19:32	6. 10.1という別庄野。
0:19:35	項目のところ、
0:19:37	本日については記載すると。
0:19:39	いう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:40	整理をしております。
0:19:42	その部分が、
0:19:46	46-68 ページ。
0:19:50	から、ボンベに関する記載を、
0:19:52	している章になります。もともこの部分には加圧器逃がし弁の操作用のボンベがありましたので、
0:19:59	従来の記載に今回新たにS A 設備に追加した。
0:20:04	余熱除去ポンプ入口弁の操作用の空気ボンベ、こちらを追加する形で、追記をして、
0:20:13	おります。
0:20:17	入れ替えているところは46-70 ページ。
0:20:22	ですけど、
0:20:23	泊3号欄とそういうようなところ黄色い枠で大きく囲っております。この部分についてはもともと記載がなかったんですけども、
0:20:34	この記載っていうのは先ほどの減圧、5.5の原子炉冷却系の方から、同じような、
0:20:41	設計方針でいきますというものを持ってきております。で、
0:20:46	こちらの方で先ほどの空気ボンベを追加して分だけ黄色の部分を書き出して行ったんですけどもそれをそのまま持ってきましたと。
0:20:53	いう形で今回整理をしております。
0:20:59	ここから後については
0:21:02	72 ページ以降、
0:21:04	多様性以降の43条適合性に関わる部分については、
0:21:08	ボンベ、空気ボンベを足した部分について黄色の発注入ってる部分ですべての箇所に、それぞれの設計方針を追加しているという、
0:21:17	変更しております。
0:21:24	ちょっと46条と離れるんですけどもこの後、本日52条と53条についても、もともと窒素ボンベについては、それぞれ
0:21:34	基準要求の52条53条の適合方針として、一連で書き連ねていたんですけどもその部分をこれと同じように、圧縮空気設備に書くべきボンベだけを別に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	分けたもので本日お持ちしております。そちらの方はまたその時に触れたいと思います。説明は以上です。
0:22:04	規制庁秋元です。それでは確認に入りたいと思います。
0:22:09	規制庁側から何かありますでしょうか。
0:22:21	規制庁の平本です。
0:22:23	今ご説明があった46-70ページですけども、
0:22:28	そういう理由欄のところの7の、
0:22:32	記載が何か途中で尻切れトンボになってるような感じですが、これは、
0:22:42	北海道電力田口です。申し訳ありません。そういう理由欄が、文章途中で終わっておりますのできちんと記載して、
0:22:49	再度提出したいと思います。
0:22:56	江藤ヒラモトです。僕からは以上です。
0:24:34	規制庁のアキモトですそれでは、よろしければ、続いて、
0:24:39	と資料2の方でいいですかね。
0:24:42	1.5でよろしいでしょうか。はい。説明をお願いします。
0:24:47	はい。次技術的能力1.5オダから説明させていただきます。
0:25:02	北海道電力の大田でございます。技術的能力1.5についてですが、コメント回答が2件ございますので、資料2-7のコメント回答リストを用いて回答させていただきます。
0:25:15	それでは資料2-7のコメント回答リストをお願いします。
0:25:22	まずはA I D23041405でございます。
0:25:28	コメント内容ですが、対応しアンリユウをする設備が既設なのか、新設なのかを添付資料で整理してございますけども、泊の常設代替交流電源設備、
0:25:41	既設と新設の両者を記載していること。
0:25:46	の考え方について他社の審査状況を踏まえて確認して説明することと、コメントをいただいております。
0:25:54	回答でございますけども、泊の常設代替交流電源設備は、複数の設備を総称した設備名称でございますして、それら個々の設備につきましては、
0:26:06	既設の設備と新設の設備が混在してございますので、既設と新設がいずれも記載されることになるようになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:17	このように、既設と新設の設備が混在する場合に、既設施設と分類する記載方針は大飯 34 号炉、なお、女川 2 号炉も同様でございます。
0:26:29	泊の常設代替交流電源設備を構成する設備の、
0:26:34	既設と新設の条件につきましては回答欄の下段に記載している通りでございます。
0:26:41	まずコメント 1 件目は以上でして続きまして次のコメント回答ですけども、
0:26:46	I D 2304
0:26:49	1406 でございます。
0:26:52	コメント内容ですが、
0:26:54	現場操作の成立性を整理した添付集において、そうそう場所の操作エリアのエレベーションの記載している箇所について、
0:27:04	エレベーションの表記は K B 4. 35 メーターと
0:27:08	小数点第 2 位まで記載していることに対して、これ以外の操作場所のエレベーションの表記については、小数点第一位まで表記してございますが、
0:27:19	このエレベーションだけ小数点第 2 となっている。結城。
0:27:23	マレー規制してるということについて適切か確認し説明することと、コメントをいただいております。
0:27:30	回答でございますけども、当該操作場所は T P 2. 3 メーターのフロアの上部に位置しておりまして、当該フロアのエレベーションを現地の屋内平面図から転記して、
0:27:43	A K B 4. 35 メーターと表記しておりました。
0:27:47	一方で技術的能力 1. 0 のまとめ資料で整理している。
0:27:51	行う設例ルートの図面においては、
0:27:55	T P 34. 35 メーターと同じベーションを K B 2. 3 メーター中間床と表記しておりまして、主要管でエレベーションの表記に不整合がございましたので、
0:28:09	A 系 B 4. 35 メーターの表記については、T P 2. 3 メーター括弧中間以下と、改めることとしまして、屋内アクセスルートの図文図面と記載を統一してございます。
0:28:23	なお、エレベーションの表示桁数につきましては、詳細な機器配置を示している資料については少数で第 2 まで、記載している資

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	料もございまして、説明内容によって表示警察をより詳細に示している表記について、
0:28:38	より詳細に表記しているという点につきましては先行プラントにおいても同様な規制例がございます。
0:28:45	技術的能力 1.5 のコメント回答及び説明は以上でございます。
0:29:02	規制庁アキモトですそれでは確認に入りたいと思います。
0:29:08	今の該当の 2 番目のやつは、理解はしました。それで、あれですねこれは、
0:29:19	57 条、57 条じゃないか、何でしたっけ。
0:29:25	手順の 1. 幾つでしたっけ。
0:29:30	電源だから、一応、一応ですね。
0:29:33	14 を見ると、この既設新設はわかるようにはなっているという理解でいいですか。
0:29:42	北海道電力大田ですおっしゃる通りでございまして技術的な 1 点重要な添付資料 1. 14.
0:29:50	1 だったと記憶してますけども同じようにこの常設代替交流電源設備の内訳が整理してまして、それでここ個々の機器に対して既設新設、
0:30:00	は整理されてますのでそちらで確認可能でございます。以上です。
0:30:40	規制庁アキモトですそうだ。ここでちょっと聞くのが、あんま適切じゃないと思うんですけど前回有効性評価のところ、格納容器関係で、
0:30:52	鳥栖トータル的人数が 35 から 36 になったっていう話が、
0:30:58	ちょっとよくせん実績に戻ってか、見てみたらあれも 35 だったから、
0:31:06	あれ何で 36 になったんだっけなっていうのがちょっとよくわかんなかったんですけど、何かあれですかこの、
0:31:11	5 月で皆をされて、何か 1 名出したとかそういう感じだったんでしょうか。
0:31:18	北海道電力古谷でございます。衛藤審査会合のときにはすでにその体制はきちんとご説明しておりまして、
0:31:29	今の段階で 1.0 の体制そして変更することはありません。
0:31:35	多分

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:36	有効性評価の担当者にも確認しますが、消火責任者っていう常駐のですね、消火のために、責任者を1名、
0:31:48	1.0で追加しまして、審査会合ではご説明してるんですけども、1、要員を有効性評価としてカウントしていなかったんだと思います。ちょっと確認をして、
0:32:03	ご回答しますが、はい、体制としては変更はございません。
0:32:09	規制庁秋本ですわかりました。説明は大丈夫です。今ので大丈夫、理解しました。
0:32:31	規制庁秋本です。
0:32:33	適正カー。
0:32:35	過剰リストの
0:32:37	5ページとか、
0:32:39	なんですけど、ちょっと見方だけなんですけど、これ、
0:32:43	バーで線を引いてるのは、
0:32:47	どう、何かあれですか、新旧でもなくて、
0:32:51	抜本的に見直したよみたいな感じなんですか。
0:32:57	北海道電力太田でございます。このもととこれは審査会合のときのまとめ資料で提示した修正内容になりますけども、ちょっと記載の横並びはちょっと条文間でばらつきがあったということで記載を適正化しましたと。
0:33:11	いう内容でございますけども、
0:33:14	19の一番上に、先ほど説明させていただきました要員数の見直しで作業時間、1ハヤシ作業時間を短縮しましたっていうのがこのナンバー56、6612例。
0:33:25	整理してまして、そこでさらに見直しを行ったんで、こちらの適正化内容は取り消させていただきますという内容になります。以上です。すみません。久世。
0:34:09	規制庁秋本です。23ページGの、ごめんなさい資料2-9ですね、23ページの、
0:34:18	90番は、
0:34:21	他の審査項目の資料と記載の横並び。
0:34:27	原水槽の耐震性を、
0:34:30	からCクラスへ修正っていうのは、
0:34:33	これはあれでしたっけ43条とかで説明してる内容でも自主、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:40	43条、何ていうんでしょう。
0:34:43	今は、これが本当記載の適正化なのか。
0:34:47	いや中身がある話なのかを、
0:34:49	見てただけなんですけど。
0:34:52	90番は、
0:34:54	そういう意味では単なる記載の、
0:34:57	整合みたいな感じですか。
0:35:01	北海道電力太田でございます。これおっしゃる通り記載の適正化 でございましてこれは43条に自主対策設備ですので43条には整 理されない項目になりますけども、
0:35:11	もともとシークスとバーが条文化で、ばらつきがあったと言う事 で確認したCクラスというのが適切でしたので馬場をすべてCク ラスに直しまして、記載の統一を図ったと。
0:35:25	いう修正内容でございます。以上です。
0:35:54	規制庁アキモトです。それでは続いて48条の説明をお願いします す。
0:36:00	はい。北海道電力のイチタニです。当資料比較表でいきますと資 料2-5ですけれどもコメント回答がございますので、
0:36:11	コメント回答資料2-8、コメント回答からご説明いたします。
0:36:19	最初はグレーアウトで回答済みのものNo. 6番です。
0:36:25	建屋の話です原子炉建屋周辺機器等を、の整理いです。
0:36:32	回答概要ですけれども、原子炉建屋は、原子炉格納施設と周辺補 機棟と、燃料取扱棟で構成されますので、
0:36:43	特にその周辺補機棟と原子炉格納容器内、それぞれ別の場所にあ るとかというようなときには特に周辺を木藤にしなければいけませ ん。
0:36:54	ということで比較表でいきますと、16ページ。
0:37:00	18ページあたりの記載を周辺を鬼頭に直してます。なお今、記載 の、
0:37:07	統一活動をしていく中で、基本的には原子炉建屋って書いてるも のは、軒並み周辺沖と、
0:37:15	今直していつているでいいですね、います。
0:37:20	はい。ナンバー7です。
0:37:24	こちらは補足説明資料の
0:37:28	方のコメントになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:31	当資料平仄説明資料は2-6をご覧ください。
0:37:36	ページ2-6の18ページ目です。
0:37:43	まず2-16ページですけれども、比較表でいきますとですね。
0:37:49	ファンの圧損は、
0:37:51	ご質問、
0:37:53	あ、あごめんなさいちょっとマスクングなので簡潔にお話します。
0:38:00	まずご質問、系統の破損について、中、今のページでいくと15ページ目、48-15ページ目で、
0:38:08	ダクト、括弧含むファンがあって、系統圧損は以下のように求められるというふうに書いてあるんだけど、ファンの圧損はどのように考慮していますかと。
0:38:21	いうご質問をいただいておりました。回答概要ですけれども、
0:38:25	ファンの圧損ですけれども、
0:38:30	ダクトの圧力損失の計算式が48-11-18ページ目にございます。
0:38:38	この式の中身については触れませんが、この手技と同一の計算式を使って、ファンの発想も求めていると。
0:38:50	いうことを、になりますので、それがわかるような表記をいたしましたと。
0:38:58	いうご回答でそれを反映したのが48-11-18ページ目、(イ)の箇所ではございますけれどもそこに反映してございます。
0:39:09	コメント回答は、以上になります。
0:39:14	で、あとは、記載の適正化リストが、資料2-10
0:39:23	原子炉建屋周辺補機棟みたいな話がNo. 4ですけれども、
0:39:28	あとは、あんまり大きなところがないかな、1件だけちょっとご説明しようとする、
0:39:35	5分の4ページの、
0:39:38	27番。
0:39:42	可搬型大型容量等のところで可搬型大型送水ポンプ車の保有数の話がありますけれども、
0:39:51	この目的で1セット1台使用するとかって書いた後に、いきなり2セット4台、
0:39:58	今まで書かれてた部分がちょっとわかりにくいねというのを別の条文で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:05	コメントいただいた部分がありました。その展開として、今、その注水設備及び除熱設備、
0:40:12	合わせてですね、として、1セット2台、1セットが2台ですから2セット4台ですっていうふうが読めるように、
0:40:20	今、統一するように、
0:40:24	展開を進めていっています。
0:40:27	48条に関してご説明は以上です。
0:40:33	規制庁秋本ですそれでは規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
0:40:45	規制庁の平本です。
0:40:47	衛藤資料2-6でもいいですかね。
0:40:50	補足説明資料の比較表ですけども、
0:40:55	48-11-36ページなんですけど、
0:41:04	ここに図が載っていますけれども、
0:41:11	大井の図に比べて、
0:41:13	泊の例えばB断面とかね。
0:41:17	ちょっと大分シンプルになっていて、
0:41:20	これ見ても、どういう
0:41:23	構造になってるのかなっていうのが、
0:41:27	わかりにくいなど。
0:41:35	これ、そうか。隣は伊方3号の方ですね。はい。以下、ダクト開放機構は多いんではなくて、いい方にありますので、伊方の
0:41:46	今横に、
0:41:48	貼りつけておりますけれども、
0:41:50	もう少し見てわかるような図にならないのかなと。
0:41:55	はい。
0:41:56	すこC。
0:41:59	見てわかるようになっていうことですね。承知いたしました。
0:42:04	機能としては、その一番、部詳細っていう部分は、似たような感じ。
0:42:11	にはなってますけれども、その上の全体としての機構、
0:42:16	はいはいはいはい。
0:42:19	そうですね。
0:42:21	ちょっと適切な絵が、
0:42:23	用意できるか、確認をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:31	で、
0:42:33	伊方のBB断面みたいな示し方ができればより良いかと思imasuので、確認いたします。
0:42:42	はい。
0:42:46	規制庁ヒラモトですお願いします。BB断面もそうだけでも、
0:42:49	その隣の
0:42:53	左側の図のAのところね。
0:42:58	点々で困ってって書いてますけど、これも何のこと、この分詳細だからそうなんでしょうけども、
0:43:05	はい、すみません。
0:43:09	そうです。
0:43:12	規制庁秋本ですその他、いかがでしょうか。
0:43:15	よろしければ、続いて
0:43:18	言えば、
0:43:19	1.9 でいいですか。はい。お願いします。
0:43:31	北海道電力夏井でございます。技術的能力1.8 ですが、資料3-3、資料3-5 を用いましてヒアリングコメントの回答をさせていただきます。
0:43:43	コメント回答の前になりますが、2点資料に不備がございましたのでご説明させていただきます。まず資料3-1、169ページお願いいたします。
0:44:04	こちら図で連通管の場所を、と連通管の写真を掲載してございますが、写真が見きれてございまして、こちらについては次回修正させていただきます。
0:44:18	続きまして資料3-3、お願いいたします。
0:44:22	3-3の187ページになります。
0:44:34	へえ。
0:44:37	イランの、下段の黒枠になります。
0:44:40	今回友利側の記載については、51条の補足説明資料の内容を反映して、条文間の整合を図ってございまして、反映前に比較対象としていた先代の記載がそのまま残っておりますので、
0:44:55	こちら次回削除させていただきます。
0:44:57	こちらの添付資料ですが、技術的能力1.41.61.7でも同様に51条の内容を反映してございまして、そちらも同様に川内の記載が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	残ってございますので合わせて修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。
0:45:14	それでは資料3-5のヒアリングコメント回答リスト、裏面、ナンバー6をお願いいたします。
0:45:29	前回のヒアリングにおきまして作成状況整理表のうち、女川の添付資料1.8.4を泊で不要とした理由について記載を検討し説明するようコメントをいただいております。
0:45:43	こちらにつきましては、女川の当該添付資料は作成不要と整理してございましたけども、泊の添付資料1.8.4及び1.8.6は、
0:45:54	原子炉格納容器下部への注水に関する内容を整理したものであり、内容的に女川の添付資料1.8.4と同様な資料が含まれているため、
0:46:04	不要当社理由を次の通り整理してございます。
0:46:09	まず一つ目は炉型の相違により、原子炉格納容器下部への初期水張り手段が相違するため、泊は大井を比較対象として原子炉格納容器下部への注水手段に関わる内容。
0:46:21	添付資料1.8.4と1.8.6に整理していること。
0:46:26	二つ目は、原子炉格納液下部への注水手段が格納容器スプレイのみである。PWRプラントとは異なり、女川格納容器スプレイと直接注水の2手段を有していることから、
0:46:38	長期水張りの優先順位の考え方を含む運用について、当該資料に整理することとなります。これらの理由について資料3-3の最終ページの作成状況整理表をこちらお付けしてございますけども、
0:46:57	こちらの黄色を網掛けの部分に、今ご説明した内容を反映してございます。ご説明は以上になります。
0:47:17	規制庁沖本です。それでは確認に入ります。規制庁側から何かありますでしょうか。
0:49:44	規制庁秋本です記載、適正かつ資料の3-7の、
0:49:50	24ページ。
0:49:52	ビフォー、
0:49:54	これは121番ですね。
0:49:59	事象発生約40分から35分に修正したっていうのは、
0:50:06	これは何なんて一緒っけ。
0:50:09	北海道電力夏井でございます。こちらですね少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	資料 3-1 の、
0:50:33	223 ページをお願いいたします。
0:50:48	永戸さん。
0:51:05	北海道電力夏井でございます。
0:51:07	223 ページに、全交流動力電源喪失を創生想定した場合における、格納容器下部への注水までの対応操作の概要ということで、
0:51:17	有効性評価過圧破損のタイムチャート、こちらを用いてす。
0:51:24	大体間隙スプレイポンプ起動可能時間を示してございます。こちら、前までは有効性評価のタイムチャートを、代替格納容器スプレイポンプが起動と可能となる時間が事象発生 40 分のところになっていたのですが、
0:51:39	タイムチャートの見直しにより 35 分後、には、起動可能となりましたのでこの修正を実施してございます。具体的に変わったところでございますけども、
0:51:51	タイムチャートの
0:51:53	左欄、代替格納容器スプレイポンプ起動操作という項目が、
0:52:01	上から、
0:52:03	七つ目のセルにございます。
0:52:06	で、こちら右側に行きますと、三つのセルに行に分かれていまして一番上の行が、
0:52:15	代替格納容器スプレイポンプ起動準備ということで中央操作で、5 分の計上があります。ここ、今、事象発生 30 分から 35 分にこの 5 分が入ってございましたが、タイムチャートの見直し、
0:52:32	今入ってございますけども、前回修正前は、35 分から 40 分のところにこの 5 分がありました。で、この操作が完了しなければ、代替格納機スプレイポンプの起動はできませんので、今までは 40 分としてございましたけども、
0:52:49	タイムチャートの見直しによりこれが 5 分が前倒しになって、事象発生 35 分にはすべての起動準備が整うということで、今回自主時間を 40 分から 35 分に修正してございます。
0:53:06	規制庁秋本です変わったところ、理解しました。で、これ理由は何だったんですか。これは単純に、
0:53:15	タイムチャートの見直しっていか何かあれなんすか。
0:53:18	北海道電力夏井でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:20	こちらのタイムチャート比一番左の欄の電源確保作業というのが、上から四つめのセルに、
0:53:31	ございます。
0:53:33	で、これ、右側に行ってもらいまして三つの行に分かれておりますが、この一番上の行で代替非常用発電機からの給電準備起動操作起動確認。
0:53:45	こちらこの 10、
0:53:48	分という、操作の時間が新たに追加されてございまして、
0:53:54	はい。
0:53:55	で、これが今までお示ししてなかったのを追加してこの代替格納スプレイポンプの起動準備等を、
0:54:05	この操作のスケジュールを
0:54:07	見直したことによって時間がずれたということになります。
0:54:45	規制庁秋本です電源加工作業の 15 分は給電準備起動操作で、
0:54:54	後の 10 分もあれですか。
0:54:57	起動確認ということですか。
0:55:15	少々お待ちください。
0:55:37	北海道電力夏井でございます。こちらの 10 分については、ちょっと確認させていただいて、ヒアリング中に確認ができればその時間内に回答したいと思います以上です。
0:55:52	規制庁秋本ですわかりました。電源加工作業に伴って、
0:55:58	この起動操作がずれましたっていうのは、
0:56:03	何かあれですね、それは何となく記載の適正化。
0:56:08	の範囲なのかがちょっと。
0:56:11	微妙な感じがするので、
0:56:15	これもう、
0:56:17	何かあれなんですかね、電源加工作業の見直しっていうことなんですよね。
0:56:24	うん。いや、
0:56:27	回答をちょっと待ちたいと思いますと、その他 1.8 何かありますでしょうか。
0:56:40	規制庁アキモトでそれではじゃあ 51 条の説明をお願いします。
0:56:45	はい。北海道電力のイチタニです。では 51 条ですけれども、こちらはヒアリングコメント回答リスト、資料 3-6。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:56	そして、比較表の方ですね、資料を3-4でご説明したいと思います。
0:57:05	まず資料3-6のコメント回答リスト、ナンバー1、一番上ですけれども、多重の弁により分離するという部分について、類似したご質問をナンバー6でいただいておりますのでそちらでご回答いたします。
0:57:22	3分の3ページに行ってくださいまして、ナンバー6です。
0:57:27	放射性物質を含む系統と含まない系統の悪影響防止、泊は多重の弁であるというところに対して先行の記載例を確認してそれを踏まえた記載を検討することと。
0:57:42	うん。
0:57:43	確認をいただいております。
0:57:45	回答概要ですけれども、47条で先行してこういう見直しをしていたんですけれどもそれと同じで、コメントのきっかけはこちらでした。
0:57:55	なので直列に2個設置して、通常時に確実に隔離するという先行のBWRさんで使っていた表現とを合わせましたと。
0:58:08	いう部分比較表でいきますと、15ページ目になります。
0:58:14	はい。そしてナンバー7ですね。
0:58:21	連通管、小扉、試験検査について小扉は開閉確認が可能という表現してましたけれども、連通管にはふたがありますと。
0:58:32	ということでその連通管ボタンについて開発確認のを記載するの必要性をという確認がございました。
0:58:41	電通、
0:58:42	回答概要ですけれども連通管豚の小扉と同様に開閉確認ができる旨を記載するため、小扉に限定しない表現で、
0:58:53	51-23ページ比較表の表現読み上げますと、
0:59:00	連通管及び小扉は閉塞していないことが確認できる設計とする。また、開閉が確認できる設計とするという形に見直したいと思います。
0:59:12	はい。等を、
0:59:15	あと、資料の3-8に記載の適正化R I S等ございますけれども、
0:59:21	他との統一、似たような話、
0:59:25	ばかりですので、特にこっち適正化列車の方は御説明すべき項目はないと思っております。ご説明以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:02	規制庁秋本ですそれ、何か確認がありますでしょうか。
1:00:08	よろしいですか。じゃあ次行きましょう。
1:00:11	次の説明をお願いします。
1:00:19	北海道電力小松です。技術的能力、1.9についてご説明させていただきます。
1:00:27	前回4月14日に実施いたしましたヒアリングにおけるコメント回答を中心にご説明させていただきます。それではまず資料4-5のヒアリングコメント回答リスト。
1:00:40	をお願いいたします。
1:00:48	衛藤。
1:00:50	裏面のNo.4についてご説明いたします。可搬型代替交流電源設備を既設と新設と記載した考え方について他社の審査状況を確認した上で説明することとのコメントをいただいております。
1:01:04	先ほど、技能1.5の御説明において大田からの説明がありましたが、こちら、可搬型代替交流電源設備についてはどうなのかというところでコメントを受けておりました。
1:01:18	ご説明いたしますが、可搬型代替交流電源設備については、女川2号炉と同様で、複数の設備を総称した設備名称としております。これらの設備に既設と新設が、
1:01:32	混在するというので、
1:01:36	既設新設というふうに示しておりました。こちらについての記載方針については大飯及び女川に女川2号炉と同様の整理としております。帰省つ新設の涌井については、先ほど説明ありましたが、
1:01:53	記載の通りとなっておりますこちらの選任については、1技能の1.14の添付資料にて整理している内容となっております。
1:02:05	コメント回答リストのご説明は以上となります。
1:02:10	続きまして資料4-7の記載適正化リストについて、前回のヒアリング時に確認することとしていた点についてご説明させていただきます。
1:02:24	8ページ目の、
1:02:30	ナンバー41をお願いいたします。
1:02:36	4月14日のヒアリングにて比較表の添付資料の方になるんですが、すみません、比較表の70ページ、
1:02:46	資料すいません、4-3ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	4-3-70 ページのところなんです、
1:02:56	ウェット水素濃度が最も厳しくなるという記載について有効性評価の記載を確認の上等の要否を検討するようという事で確認事項としておりました。
1:03:08	(1) のb ポツの二つ目のパラグラフのところになるんですが、多い欄を見ていただきますと、格納容器内ウェット水素濃度が最も厳しくなるという事で表現しております。
1:03:22	泊についても同じ、同様な記載にしておりましたが、有効性評価、水素燃焼を確認しまして、ウェット水素濃度が最も厳しくなるという表現については、使っておりませんでしたので、こちらについてはW e t の記載を削除させていただいております。
1:03:41	コメントすいません、適正化リストのほうに戻りまして、同じページの8 ページのナンバー43 をお願いいたします。
1:03:53	こちら比較表の方は、
1:03:56	72 ページの方になります。
1:04:03	衛藤。
1:04:05	比較表の72 ページよろしいですかね図2の原子炉格納容器内の平均水素濃度の推移ゴシックというところの図がありまして、
1:04:16	を見ますと事象発生後60分のところに矢印が引っ張ってありました。泊については、有効性評価の表を反映しておりますのでこの矢印になかったんですけども、
1:04:30	炉心出口温度350度到達から60分という矢印を追加、合わせまして、水素濃度の値を
1:04:40	概略ですけれども約6%未満ということで記載を追加してございます。
1:04:48	次に、9 ページ目、記載適正化率の9 ページ目をお願いいたします。
1:05:02	ナンバー49 になります。
1:05:05	こちらは比較表の80 ページをあわせてご覧ください。
1:05:15	ここは格納容器水素イグナイタの温度監視装置の概要というところの、1 ポツ設置目的の
1:05:24	ところの二つ目のパラグラフですね。
1:05:26	格納容器破損モードということで、破損モードの出野有効性評価という、イトウ同様な記載としておりましたが、
1:05:37	ゆ破損モードのどの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:41	有効性評価の名称ですかというところで、確認いたしました。で、格納容器の温度変化が常温から 141 度まで上昇するというこ とでこちらについては、雰囲気圧力温度による
1:05:59	静的負荷、格納容器の過温破損のモードということで記載を追記 してございます。
1:06:08	他、適正化内容については他条文の反映だったり誤記修正、記載 の適正化になりますのでご説明については割愛させていただきます。
1:06:18	技能 1.9 ご説明は以上となります。
1:06:28	規制庁アキモトです。それでは確認に入ります。記載適正化勝利 須藤の
1:06:40	5 ページで、
1:06:44	21 番なんですけど、
1:06:47	本市機器名称の見直してあるんですけど、
1:06:52	これはあれ、
1:06:55	温度監視装置に統一したんじゃないかなったでしょうけ。
1:07:00	北海道電力小松でございます。設備名称としては原子炉格納容器 内水素処理装置、/ d a y 説明しますが水素処理装置の温度監視 装置ということで、
1:07:14	記載を統一させていただきます。ただ、えーとですねここは、
1:07:19	比較表の 37 ページになりますが、そちらをご覧ください。
1:07:26	ここの表なんですけど、当監視計器の一覧ということで、例えばで すが、ポツの原子炉格納容器内水素処理装置による格納容器内の 水素濃度低減の操作の、
1:07:42	補助監視機能というところにす温度があります。ここで監視計器 名でしたのでここは数温度監視装置とするのではなく、
1:07:56	その中身温度ということで記載を
1:08:01	1.15 の整理内容に合わせてございます。ここも設備名称として、 監視装置でつけてしまってたんですが、ここはやっぱりパラメー ター名称ということで、
1:08:14	監視装置を外させていただいて再修正をしたといった内容となっ てございます。
1:08:21	以上です。
1:09:15	ちょっと確認させてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:17	規制庁アキモトです後は添付資料の1.9.6のさっきのとかを破損 入れましたっていうところなんですけど、これは過温が、
1:10:27	一番厳しかったっていう理解でいいですか。
1:10:32	北海道電力小松でございます。
1:10:34	その通りでございます格納容器内の温度が141度まで上昇する というというシナリオは過温、
1:10:44	破損ということになってございます。以上です。
1:10:52	規制庁秋本ですその他確認何かありますでしょうか。
1:10:56	大丈夫ですか。はい、では、じゃあ、52条ですかね。はい。
1:11:05	はい。北海道電力のイチタニです。それでは52条のご説明に入 ります。ご説明は、資料4-6のコメント回答リストと、資料4-4、
1:11:17	の比較表をご説明して参ります。
1:11:21	コメント回答リストの方からですけれども、ナンバー3。
1:11:27	ちょっと前のをいただいたコメントでしたけれども水損労働計測 ユニットですね、この計測器の計器誤差について補足説明資料と して提出されるものか確認し説明することと、
1:11:41	ということでこの当時まだあの補足説明資料の見直しのご提出がで きておりませんでした。で、5月10日に提出した補足説明資料の 方で、
1:11:51	水素濃度計測入戸の測定精度を記載しておりますと。
1:11:55	先行PWRプラントと同じようなユニットを使っておりますの で、同等の制度となっておりますと。
1:12:03	いうご回答ですが、ごめんなさい。5月10日のヒアリングと口、5 月31日一括提出で、資料を提出しているものの、
1:12:13	そっからの見直しがなかったもんですから、すいません本日の提 出資料の中に入れてないと。
1:12:19	いうところ申し訳ないです。はい。
1:12:21	そしてナンバー4です。こちらは本文の方で、
1:12:26	図面の非架空のことでした。
1:12:33	比較表の31ページ。
1:12:39	2ページ辺りをご覧ください。
1:12:44	もともとこの比較表の多い欄が、何もアノなかったですというか 多いのを、設備がまとめ資料にはこういった系統図がなかったも んですから空欄でしたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:58	そうした時に女川と泊で見比べたときにその過不足がないことを参照を、
1:13:07	掲載の上、せ、参照したプラントを掲載して、
1:13:12	説明することということでしたので技術的能力の、同アノ側にある図面を参考掲載という形で、
1:13:22	大飯のものを掲載しました。
1:13:25	こちらで見比べますと、直流電源の供給があるとかですね、同等の情報になっていると判断してございます。
1:13:36	ナンバー5ですけれども、すみません。
1:13:41	ポンプ車の、先ほど48条でご説明した1セット2台、
1:13:46	注水設備と除熱設備と合わせて1セット、
1:13:53	2台、
1:13:54	だから2セット4台っていう記述に統一していくんですけども、この条文すみませんちょっと準備のタイミングの関係で、まだは根拠で提出してした資料に反映できておりませんが、
1:14:08	同じ記載を6月末の提出で反映いたします。
1:14:14	そして、
1:14:16	コメント回答は以上です。記載の適正化リストを、資料4-8ですけれども、
1:14:23	ここうでご説明すべきは、3分の2ページのNo.13番、
1:14:32	先ほど田口がご説明したのと同じです。
1:14:37	比較表で、
1:14:40	いきますと、あれ。
1:14:45	そうですね。ボンベを、6ポツっていう計測制御用の設備として整理しますと、
1:14:53	いうところ。
1:14:54	比較表でいきますと主に52-36ページ以降、
1:15:00	2、
1:15:01	それ用の章をつくって整理しました。
1:15:05	いうところになります。
1:15:07	ご説明は以上です。
1:15:12	規制庁協本です。それでは規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
1:16:48	規制庁秋本です。それでは、その確認なければ、続いて、1.10ですかね。はい、説明お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:09	北海道電力小松でございます。続きまして技能1点一井丸のご説明とさせていただきます。資料4の比較表と、資料5-7、コメント回答リスト。
1:18:25	及び5の下の記載、適正化率を持ちまして、ヒアリングコメントの回答を中心にご説明させていただきます。
1:18:33	それではまず、資料5-7のヒアリングコメント回答リスト、こちらの方をお願いいたします。
1:18:40	ナンバー、
1:18:42	3になりますが、
1:18:44	通す、4月14日のヒアリングでのコメント内容ですけれども、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる、
1:18:55	水素濃度測定の手順着手の判断基準のそういう理由欄をテキサス適正化するようにコメントをいただいております。
1:19:03	こちらについては資料5-4比較表のほうの取りまとめた資料4ページ目をお願いいたします。
1:19:14	運用の相違のところのアイアス水素濃度による水素濃度測定の手順の判断基準、記載してございますが、
1:19:26	泊はまたはとしておりまして大井の及びとは相違してございます。そういう理由欄の二つ目のポツのところなんです、
1:19:37	こちらの方に設置、
1:19:40	仮称が同じで同様の設備である、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの手順着手の判断でいうと統一しと、どちらもより早期に準備を改正する目的で炉心損傷前に、作業着手する方針としたと。
1:19:56	いうことを追記してございます。
1:20:01	次にナンバー、ごめんなさい。
1:20:07	すいませんナンバー4。
1:20:08	ですね。
1:20:09	ちょっと先ほどナンバー3、4と言ってます高さんの間違いでした。次にナンバー4をお願いいたします。
1:20:20	コメント内容が、全交流動力電源が喪失した場合のニュアンス、空気浄化設備の系統構成について系統構成にダンパの開閉が必要なのであれば手順、系統構成手順の方に反映することと。
1:20:34	ということで検討することということでコメントをいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:39	こちらは、
1:20:43	藤。
1:20:45	すいません。
1:20:46	比較表の 15 ページの方をお願いいたします。
1:20:51	15 ページの中段のところろうになりますが、
1:20:58	(1) のポツの中段のところですね、またのところの文章になります。
1:21:05	こちらの方に a.
1:21:09	ダンパーのユニハンドラ装置による遠隔程度操作を選択してた時にこの、及びダンパにという記載がございませんでしたが、
1:21:22	先日の審査会合の際に、ブラボーのBのアニュラス排気ダンパの系統構成手順については、考えた窒素ガスポンベによる実測による回答をするということで方針を変更してございますので、
1:21:36	ここを、マニア数空気浄化系の弁及びダンパにということで記載を変更してございます。
1:21:45	ダンパの開閉を実施するという、
1:21:49	記載を検討することということでコメントをいただいておりますが、設計方針によるの変更により、こちらも窒素ガスポンベからの供給になりましたということとしてございます。
1:22:03	次に記載、ごめんなさい。
1:22:06	ヒアリングコメント回答リストのナンバー5 をお願いいたします。
1:22:12	コメントが、泊で手動によるダンパの閉止措置を行う理由について記載を充実し説明することというコメントをいただいております。
1:22:23	こちらについては、取りまとめた資料の 3 ページ目をお願いいたします。
1:22:32	設備の沿いのところのナンバー③、になりますが、その相違理由欄の三つ目のポツ、こちらの方に、
1:22:44	泊の主要採取廃棄な大気隔離ダンパについては、整理オープン設計であり、閉一つが必要ですよという記載を追記してございます。
1:22:56	また作業環境を考慮しても、アイアス空気浄化設備の運転席開始までに対応できることが成立性があるという記載を追記してございます。
1:23:09	コメント回答率、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	須藤の方のご説明については以上となります。
1:23:16	続きまして資料 5-9 の適正化リストのほうのご説明をさせていただきます。
1:23:28	まずナンバー一位になりますが、
1:23:30	先日 5 月 9 日の技能 1.16 のヒアリングの際に、
1:23:38	Annual 排気ダンパの構造の違いについて 59 条の記載と同様に取り組みと満たせるように反映しそういう点を記載することとさせていただきました。
1:23:49	まず、ナンバー1の方については、
1:23:54	を取りまとめた資料の、
1:23:58	2 ページ目をお願いいたします。
1:24:05	まず、大飯発電所欄ですが、アに明日空気浄化設備の弁を作り及び、
1:24:13	直流電源及び代替空気の供給で開操作するという設計。
1:24:18	ということを追記してございます。d とマリー3 号炉の欄については、
1:24:25	下にある空気浄化設備の弁、これいわゆる全量排気弁のことですが、こちらは直流電源及び代替空気の供給で該当する方針と、等 i s 排気ダンパについては、
1:24:36	直流電源を供給せずに代替空気の供給のみで回答できる設計ということで追記してございます。
1:24:44	続きましてナンバー2の方に、
1:24:49	行きまして、
1:24:51	こちらと同じ説明になりますが、今度はそういう理由欄の方に追記したというところを記載してございます。
1:25:01	三つ目のポツになりますが、
1:25:07	同じことをそういう欄、そういう理由欄に記載したと。で、一番下、下から三行のところなんです、こちらの方が、59 条と同様の記載をしたということで、
1:25:23	記載を統一してございます。そういう不安の充実を図ったということでございます。
1:25:32	次に、ナンバー21 をお願いいたします。すいません。6 ページ目ですね。
1:25:43	ところチラーについても 5 月 9 日の 1.16 のヒアリングコメントの反映ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:55	比較表の 63 ページの方をお願いいたします。
1:26:04	資料算出廃棄隔離ダンパの操作に関する被ばく評価において、定量的な記載が
1:26:13	定量的な評価が記載可能かどうかということで検討し、説明するようコメントをいただいております。
1:26:20	こちらについてはこちらの参考資料の方に、試料採取、廃棄隔離ダンパの操作のエリアが、炉心損傷後においても補正、
1:26:33	そう。
1:26:35	掘。
1:26:37	いいですね。すいません。
1:26:41	作業時間も、すみません、するエリアが、炉心損傷後においても、放射線環境は厳しくなること作業時間も短いことから、要員の被ばく線量は大きくなるのが自明であるとして定性的な、被災としてございました。
1:26:58	被ばく表影響が大きくないことを明示的にするために、
1:27:04	定量的な記載。
1:27:06	評価値を記載してございます。
1:27:09	と、
1:27:10	資料再水室排気ダンパの方については、被ばく線量は1mS v 未満、
1:27:17	朝排気ダンパの操作については、こちらは4mS v 未満ということで定量的な評価値を記載してございます。
1:27:29	他、適正化内容については、他条文の反映であったり記載の適正化となりますので、ご説明は割愛させていただきます。
1:27:37	説明は以上です。
1:27:44	規制庁脇本ですそれでは確認に入ります。
1:27:48	今の最後のところの被ばくのはなCなんですけど、
1:27:55	令和、
1:27:57	と資料歳出だと1ミリ以下で、
1:28:02	一方で、排気ダンパー
1:28:06	た手順は鬼頭だから、
1:28:10	で、被ばく線量は保守的に評価した場合でもこっただけ保守的って書いてあるんですけど、これは何々が保守的になイメージなんでしょうか。
1:28:29	北海道電力小松でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:32	保守てキーな評価というところで
1:28:36	記載してございますのは
1:28:40	移動時間、だったり作業時間、
1:28:44	すいません移動時間を含めても 20 分程度と、滞在時間が短いとい うことで、
1:28:55	補助建屋を歩行する時間も、こちらの
1:29:02	合っちゃってない。
1:29:30	評価方法については移動時間を含めた時間ということで、両方と も同じなんです、
1:29:41	何がすいません、周辺補機等での操作の方が、
1:30:28	評価としては補助建屋の周辺補機等での操作についても同じよう な評価の仕方をしてございますので、一方は保守的が記載されて いるす。
1:30:41	一方は保守的が記載されてないということで、記載のほう適正化 させていただきたいと思えます。
1:30:49	以上です。
1:30:57	本店ナベタさん補足ありますでしょうか。
1:31:02	はい。本店ナベタです。少し補足させていただきますと、今小松 さんの方からも発言ありましたけれども、例えば評価にかかって る時間なんかについても実際にかかる時間より、
1:31:15	少し保守的に時間を見込んでいたり、線量率につきましても、厳 密に言うとも部屋の中でも線量が違ったりすると思うんですけれ ども、
1:31:25	今回このいく範囲において、作業を行う、青い線で下に赤い線で 示す範囲で示す中で一番近い、一番高い数字、線量率というのを 求めて、
1:31:37	あそこ数線量率でずっとその時間いるというような、という意味 で保守性を積んだものとなっております。
1:31:44	補足以上となります。
1:32:00	北海道電力小松でございます。季沙伊井の方統一させていただく ということでどちらの作業についても保守的であることをし、
1:32:11	記載したいと考えてございます。以上です。
1:32:35	規制庁秋本です。それでは、その他、何かありますでしょうか。
1:32:50	規制庁秋本です規制、規制記者費と適正化仮称リストですけど、9 ページ、4 ページの 9 番ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:02	これ多分名前が決まったってことなのかなあと思ったんですけど、供給パネル出口弁なんかパネルって入れてる何か理由とか何かあるんですか。
1:33:28	北海道電力夏井でございます。こちらパネルという記載が入ってるというものでございますけどもこれ弁が設置されているものが、窒素供給パネルというものに弁が設置されてございまして、
1:33:43	その名称を用いているところで、他のボンベ能設備についても同様に、供給パネルというものに弁を設置してございまして、同様の弁明書となっております。
1:34:11	規制庁秋本ですヒアリングコメント回答リストの1ページの3番の話なんですけど、ちょっと、
1:34:20	私もちょっと忘れてしまったんで確認は、
1:34:25	これは結局は、あれでしたっけ。
1:34:29	多いとは、及びで下がるっていうことと、
1:34:34	やはり、先行の伊方とか、
1:34:38	にも比べても、は早いついていう理解でいいんでしたっけ。
1:34:43	以下た3号炉さんにつきましても
1:34:48	北海道電力小松でございます。伊方3号炉さんにおかれましても
1:34:54	炉心出口温度350度以上及び格納容器内高レンジエリアモニター、高レンジの主事が、ということで記載してございますので、炉心損傷前に、
1:35:05	活動し、改正するのは泊特有となっております。
1:35:16	伊方3号炉よりは早く活動を開始するということでございます。以上です。
1:35:40	規制庁アキモトでそれでは、よろしければ1.10割で53条ですかね。はい、説明お願いします。
1:35:49	はいそれでは53条のご説明に入ります。コメント回答資料がございましてコメント回答が資料5-8。
1:35:57	そして、比較表本文比較表が資料5-5。
1:36:02	補足説明資料の比較表が資料5-6となります。
1:36:07	ではコメント回答の裏面、2分の2、ナンバー4からです。
1:36:13	アニュラスの全量排気弁について、非常用殊直流電源を用いて開とすることについて、常設、
1:36:24	代替交流電源による給電を直流に変換していることなどを先行審査料確認の上必要に応じて記載を適正化することと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:33	またの対応手段とも整合した記載とするよう検討のことという確認項目をいただいております。
1:36:40	で、まず頭のほう回答概要頭の方ですけれども従来PWRでは、常設代替交流電源を充電器を介して直流に変換する場合、
1:36:52	であっても、常設代替交流電源設備と、
1:36:56	安間大井の場合は、空冷式非常用発電装置という名前ですけど、
1:37:00	こういうそちら側だけを書いてる作りでした。一方女川BWRさんの場合は、ここは直流を記載すると。
1:37:13	上流にある交流は記載しないような書きぶりになっており、おったもので、泊においても以前は直流のみを記載するようなことにしてました。
1:37:25	ただし交流電源を充電器を介して直流に変換して電磁弁を開ける閉めるまで開けることができるので、以下のように見直しましたと。
1:37:38	下線引いてるところでありますと、代替電源設備である常設代替交流電源設備、
1:37:46	もしくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備によりと、
1:37:58	この所内常設蓄電式直流電源設備っていうくくりの中に充電器も入りますので、
1:38:06	こういう書き方にしようと。
1:38:09	をしておりますで、実はですね、これ5月10日のヒアリング時において、反映しておって、59条もその時こういう表現にしていたアノはしております。
1:38:24	ただその、すみません5月10日ヒアリングの時は59条と合わせました、っていうぐらいの説明でこのコメント回答資料がなかったもんですから、
1:38:35	コメント回答資料として出るのが今回となっております。
1:38:40	これがナンバー4です。
1:38:43	ナンバー5。
1:38:44	可搬型アニュラス水素濃度計測入戸についていたドレンライン、系統図の話です。今回削除するに至った経緯を踏まえて削除で良いか確認のことと、
1:38:56	いうところで、当初はそのアニュラス水素濃度計測ユニットにおいて発生する凝縮水をドレーン

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:05	すると。
1:39:06	そういったことを表記するために、系統図書いてあったんですけども、
1:39:11	先行BWRさん、
1:39:14	ドレンライなかなか書いてるものありません。女川でもですね、除湿、除湿機とかそういったものを書いてありますので、せいそここでは、
1:39:25	凝縮水なんか発生するであろうと思われましてけれども、特にドレンラインとか、操作側でドレン操作とか、
1:39:32	書いていないという状況ですので、
1:39:36	泊だけ突出して記載することはしないと。
1:39:39	したいと思います。なので資料反映箇所はございません。
1:39:44	No.6 番です。これは補足説明資料の資金検査の説明資料に対する、確認でございました。
1:39:54	資料を、ごめんなさい、5-6 でいきますと、
1:40:02	今回、そのページ、紙ペーパーはないです試験検査のものなので今回ないです。
1:40:09	行為の、
1:40:11	方では
1:40:14	今後出す際、再稼働で出すべき公認のを先取りしたような資料をつけてましたけれども、
1:40:20	女川ワーでも、例えば 50 条の残留熱除去系熱交換器が試験検査の
1:40:28	説明資料についていたりするんですけどもそれは既工認の構造図を流用しております。
1:40:35	試験検査を説明するという上では、構造が分かって、マンホールが開けられるとか、分解ができるとか、そういったものが、わかればいいので必ずしも
1:40:47	先取りする必要はないと考えますので現状のままといたします。
1:40:52	ナンバー7 番、こちらが補足説明資料 53-8、関係です。
1:40:59	資料 5-6 の資料の比較表でいきますと、
1:41:06	53-8-12 ページに反映しました。
1:41:10	他、
1:41:11	マスクなので中身のことは申し上げませんが、もともとのコメントは、その次の 53-8-13 ページに対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:24	縦横比が大きいいため横方向を5倍に拡大してるっていうんだけどもそもそもその縦横の寸法がわかる情報、
1:41:34	をっていう、確認がございましたので、モデルを説明している、 図1の方に、実機泊3号炉としての時、
1:41:47	きっとモデルと、それぞれの寸法を
1:41:53	を記載すると、マスキングにて記載するというふうにいたしました。
1:42:01	コメント回答は以上です。
1:42:02	で、
1:42:03	記載適正化リストをの方ですけれどもこちらも特記すべきは先ほどと同じでボンベ。
1:42:11	ベッショ、後ろの方のベッショに分けた記載を新たに設けましたというところになります。ご説明以上です。
1:42:25	規制庁秋本ですそれで確認にあります規制庁側から何かありますでしょうか。
1:42:32	よろしいですか。はい。
1:42:34	衛藤。
1:42:36	一応確認はコメントリストの4番は、
1:42:42	一応、そうっすねここはその通りだと思うので、
1:42:47	あとはあれですな全体通して、女川前に行ったところ時に、大井とか線コピーの、
1:42:57	主
1:42:58	んものが何なんすかね抜け落ちたりしないようにということだけいつも言ってる話ではあるんですけど、そこは注意をしていただければと思います。
1:43:11	後任の話は理解しました。
1:43:15	で、はい。それであと記載の適正化リストは、
1:43:24	最後の4分の4ページの、
1:43:29	25番は、
1:43:34	最終点、最終仮称は、
1:43:39	適切だって考えるっていうことなんすけど、これはあれですか。
1:43:46	同じ者みたいなのは、いるっていう理解でいいんですか、そのと。
1:43:52	部西条部ではありませんか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:56	最終箇所が、別にあれですか先行と一緒にすよとかそういうことはいえるんですか。
1:44:12	北海道電力イチタニです。最終箇所の高さみたいな情報が先行のまとめ資料には記載されておられませんので、
1:44:24	そこでの確認はできておりません。
1:44:28	はい。
1:44:37	規制庁秋本です単なる補強として、
1:44:42	そういうことがいえるのかどうかっていう確認だったんでは、わかりました。
1:44:46	で、あとは比較表は、
1:44:52	何て言ったらいい。
1:44:54	あれですか、例えば 53 の、
1:44:58	12 ページとかで、相違理由の通り本箇所の記載を削除し記載箇所を、
1:45:07	等、
1:45:09	そっか、6. 13 に記載する。
1:45:14	なんだけど、
1:45:17	これってあれですか最終的にも構ん。
1:45:23	ていうことでいいんですか。
1:46:16	規制庁アキモトですじゃ 53 条、よろしければ、
1:46:19	続いて、1. 16 なんですが、これってあれですか、何で中操って中やりませんでしたっけ。
1:46:29	あれ、何でこれだけやってんのかちょっと採取、よくわからなかったんですけど。
1:47:21	北海道電力夏井でございます技術的能力 1. 16 でございますけども、資料 6-3 を用いましてヒアリングコメントの回答をさせていただきます。
1:47:31	また、資料 6-4 の記載適正化箇所リストの通り資料全体の適正化を実施してございます。
1:47:38	それでは資料 6-3 ヒアリングコメント回答リスト裏面 No. 6 をお願いいたします。
1:47:45	前回のヒアリングにおきまして、資料歳出排気隔離ダンパの操作に関する被ばく評価において定量的な評価が記載可能か検討し説明するようコメントをいただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:56	こちらにつきましては、先ほど技術的能力 1.10 にてご説明した通り、資料を修正してございますので内容の説明は割愛させていただきます。ご説明は以上になります。
1:48:55	北海道電力夏井でございます。先ほど 1.8 のご説明の際に、ご質問いただきました。
1:49:02	代替非常用発電機からの給電準備起動操作起動確認の 10 分、こちらが何該当する操作なのかという回答でございますけども、A系の受電準備、飯野中央操作こちらがこの 10 分の中の操作となります。
1:49:19	以上です。
1:49:24	規制庁秋本ですそれでその A 系の操作っていうのが、
1:49:30	今までは書いてなかったけど書くことにしたっていうのは、何か言われたんでしょうか。
1:49:37	北海道電力夏井でございます。受電操作は技術的能力 1.14 で整理してございまして、1.14 側では、B 系の受電、A 系の受電の順にタイムチャートを整理してございます。
1:49:52	ただ有効性評価側には 1.14 のタイムチャートの内容が完全に反映されておりませんでしたので、今回 1.14 と整合を図ってこの操作を追加したものでございます。以上です。
1:50:41	規制庁沖本です。この 3 っていうのは、中操での操作っていうことでいいん。どちらも中操っていう理解でいいんですね。
1:50:54	北海道電力夏井でございますご認識の通りでございまして、どちらも中央制御室の操作になります。
1:51:01	先ほど大井技術的能力 1.1 に合わせたということで、ご説明しましたけども、ちょっと訂正させていただきます。技術的能力 1.14 側ですが、
1:51:13	A 系の受電をそもそもタイムチャートに反映しなかったということで、今回 B 系の受電のみだったものに A 系の受電操作を反映したと。で、
1:51:25	有効性評価についても、技術的能力 1.14 の内容を反映して反映したということでございます。以上です。
1:53:27	規制庁秋本ですそれでは、北海道電力の説明は以上でよろしいでしょうか。
1:53:35	で、規制庁側からはよろしいですか。はい。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:41	では、その他ありませんので、引き続き、ちょっと事実確認させていただいて、何かあれば、また確認したいと思います。
1:53:53	それでは本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。